

法務省 東京入国管理局 横浜支局 後援
日本行政書士会連合会・日行連関東地方協議会
(担当神奈川県行政書士会) 主催

『 外国人を対象とした行政書士無料相談会 』
実施報告書

神奈川県行政書士会

担当 国際部

平成24年12月

～ ごあいさつ ～

神奈川県行政書士会会長 田後 隆二

今年は、新しい在留管理制度が施行され、在留カードへの切り替えや各種の届出、さらに住民票の制度について、正確な情報の浸透が求められているところであり、在留外国人の間には、新制度についていまだ理解が不十分な者も数多くおり、新制度についての情報提供の機会が数多く求められているところです。

国際業務の専門家である行政書士の力を発揮し、在留外国人の方々のニーズに応えることは我々行政書士の使命であり、当会所在地である神奈川県を管轄する東京入国管理局横浜支局を利用する外国人の利便に資することにより、同支局利用者の満足度を高め、入管制度への理解促進に寄与したいという思いから、行政書士による相談会を企画しました。

幸いにして東京入国管理局横浜支局様にご協力を賜り、同支局様ご後援による初の相談会を実施したところです。日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語の5か国語にて相談対応し、25名28件の相談がありました。行政書士の広報活動として有意義であったほか、本相談会を通じて本邦における出入国管理行政の円滑化にも寄与できたものと自負しております。

最後になりましたが、東京入国管理局横浜支局様のご後援により今回の相談会が実現できましたことに深く感謝申し上げます。



法務省 東京入国管理局 横浜支局 後援
日本行政書士会連合会・日行連関東地方協議会（担当神奈川県行政書士会）主催
『 外国人を対象とした行政書士無料相談会 』 実施報告書

標記相談会は、「平成24年度行政書士制度広報月間」のメインイベントとして、次のとおり開催しました。

1. 日 時： 平成24年10月29日（月）午前10時00分～午後4時00分

※ 施設使用時間： 同日午前9時00分～午後5時00分
（平成24年10月17日付管横総第15921号「目的外使用許可書」遵守）
2. 場 所： 法務省 東京入国管理局 横浜支局 2階ホール及び通路
（住所：神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7）
3. 相談員： 神奈川県行政書士会 所属行政書士 10人（後記(2)のとおり）
4. 表 敬： 日本行政書士会連合会専務理事・神奈川県行政書士会会長 田後隆二
午前11時、東京入国管理局横浜支局 茂木辰雄支局長 を表敬訪問
同行者：安友千治本会副会長、渋谷利郎本会国際部長（使用責任者）
5. 概 要：

本会国際部にて、今般の相談会を企画（企画書は別紙「東京入国管理局横浜支局における相談会企画書」参照）。東京入国管理局横浜支局様の協力、後援を賜り、実施する運びとなった。

相談会実施にあたり、貴支局へ「目的外使用許可申請書」「掲示許可申請書」「誓約書」を提出、許可を受けた。「目的外使用許可書」の許可条件および貴支局より特に留意するよう申し添えがあった「東京入国管理局庁舎管理規程」に定める禁止行為（当該相談会を利用して営業活動を目的とする宣伝、勧誘行為を行わない等）について遵守し、以下のとおり、平成24年10月29日（月）相談会を実施した。

（1）設営状況：

午前8時30分 神奈川県行政書士会国際部（以下「国際部」という。）
副部長三浦・部員下川原・同箕輪にて庁舎前集合し、
庁舎内設置予定のパーテーション到着受け入れ待機。
（パーテーションは相談者のプライバシー保護のため設置）

- ※ パーテーション搬入業者：
「ダスキンレントオール横浜町田」（042-705-7981）
搬入担当：木村勇貴（080-3915-8124）
搬入車両：「多摩 400 と 80-34」ハイエース 1 両
搬入物：パーテーション 8、アーム&ベース各 16

庁舎管理者へご挨拶のうえ、
庁舎内物品（机5台、椅子20脚、看板2台）を借受

午前9時00分 部長渋谷以下国際部・相談員全員、庁舎内会場集合
 受付スペース、相談スペースを設営
 パーテーション搬入後、言語毎に相談ブースを区画
 相談会場を示す幟、横断幕等を掲示
 設営完了後、受付・相談員待機
 1階入口及び2階通路にて相談会開催の案内配布

※ 設営状況は、別紙「写真」（許可を得て撮影）のとおり

（2）相談員（庁舎使用者）：

対応言語	担当者氏名（役職）
（受付）	安友 千治（国際部担当副会長） 渋谷 利郎（国際部部長）【※使用責任者】
日本語	海老澤祥司（国際部副部長） 三浦 健治（国際部副部長） 下川原孝司（国際部員） 箕輪ひろみ（国際部員）
英語	廣瀬 聖（国際部員）
中国語	佐藤 大達（国際業務相談員）
韓国・朝鮮語	成 燦旭（国際業務相談員）
タガログ語	大下富佐江（国際業務相談員）

※事前提出済み使用者11名中、立野信行病欠により、
 10名にて庁舎使用、ローテーションにて相談対応。

（3）相談状況： 午前10時00分 相談開始 ～ 午後4時00分 相談終了

※ 相談者数25名、相談件数28件

【相談件数・項目等】

番号	相談言語	国籍	性別	在留資格	相談項目	相談会を 何で知ったか
1	中国語	中国	女	定住者	永住	会場でのチラシ
2	中国語	中国	女	家族滞在	資格外活動	会場でのチラシ
3	中国語	中国	男	永住者	帰化	会場でのチラシ
4	日本語	中国	女	永住者	帰化	会場でのチラシ
5	日本語	ペルー	男	日本人の配偶者等	永住、資格変更	会場でのチラシ
6	韓国・朝鮮語	韓国	女	永住者	氏の変更、 パスポートの更新	会場でのチラシ
7	日本語	中国	男	日本人の配偶者等	資格変更	会場でのチラシ
8	タガログ語	フィリピン	女	短期滞在	資格変更	会場でのチラシ
9	英語	インド	男	日本人の配偶者等	永住	会場でのチラシ
10	日本語	パキスタン	男	人文知識・国際業務	永住	会場でのチラシ
11	日本語	ラオス タイ ※2人分	男	なし	不法滞在	会場でのチラシ

番号	相談言語	国籍	性別	在留資格	相談項目	相談会を 何で知ったか
12	中国語	中国	女	人文知識・国際業務	期間更新	会場でのチラシ
13	日本語	日本・中国 ※二重国籍	女	短期滞在	国籍選択	会場でのチラシ
14	英語	アメリカ	男	なし	不法滞在	会場でのチラシ
15	タガログ語	フィリピン	女	短期滞在	養子縁組、 認定証明	会場でのチラシ
16	日本語	ネパール	男	人文知識・国際業務	帰化	会場でのチラシ
17	中国語	中国	女	永住者	離婚	会場でのチラシ
18	英語	カナダ	男	特定活動 (ワーキングホリデー)	資格変更	会場でのチラシ
19	英語	アメリカ	女	日本人の配偶者等	永住	会場でのチラシ
20	中国語	中国	男	家族滞在	期間更新	会場でのチラシ
21	中国語	中国	女	留学	資格変更	会場でのチラシ
22	タガログ語	フィリピン	女	永住者	帰化	会場でのチラシ
23	中国語	中国	女	短期滞在	認定証明	会場でのチラシ
24	中国語	中国	男	人文知識・国際業務	期間更新	会場でのチラシ
25	日本語	中国	女	日本人の配偶者等	永住	会場でのチラシ

相談言語 日本語：8名 中国語：9名 英語：4名 韓国・朝鮮語：1名 タガログ語：3名 計 25名

相談項目 永住：6件 帰化：4件 更新：3件 資格変更：5件 認定証明：2件 その他：8件
計 28件

細目【相談Q&A】

Q 1) 現在「定住者」（3年→昨年更新時1年に）の母子。永住許可申請が不許可となった。
アドバイスを下さい。

A 1) 不許可理由は「在留実績が足りない」点のようなので、来年の「定住者」の期間更新後に、
改めて永住許可申請をしてみてください。母子とも長期的に日本に滞在するようアドバイス。

Q 2) 現在「家族滞在」で「資格外活動許可」を得たが、何時間働いても大丈夫か。

A 2) 一週間に28時間以内です。

Q 3) 7年程前に「永住者の配偶者等」で入国し、半年前に「永住者」となり、家族で在留中。
「帰化」することを考えているが、アドバイスを。

A 3) 家族（妻・子）で一緒に帰化許可申請したほうがよい。
日本語能力、納税・犯罪歴、家族関係、居住歴なども問われるので、準備しておくといよい。

Q 4) 「永住者」で在留中の娘（娘の夫「永住者」、娘の子「永住者」。娘の父日本人、娘の母「永
住者」）が、「帰化」を考えている。在留歴は約18年だが、約1年半出産のため母国へ里
帰りしていた。帰化許可申請時の継続居住要件上問題ないだろうか。

A 4) 出産のための離日は考慮してくれるのではないかと。必要書類一覧と審査窓口となる法務局
について案内した。

Q 5) 「日本人の配偶者等」で在留中の夫が犯罪に巻き込まれ、現在裁判中である。

- ① 夫は今後「永住」できなくなるか。②有罪になったら離婚するかもしれないが、離婚したら夫は日本にいらなくなるか。
- A 5) ①「永住」許可にはペナルティが考えられるが、絶対にできないというわけではない。
② 離婚すると夫は日本にいられない可能性が高いと思われる。
- Q 6) 現在「永住者」。①「旅券」査証欄が足りなくなってきたおり、旅券の更新を考えている。また、②「氏」の変更を考えている。①②いずれを先に手続するのがよいだろうか。
- A 6) 在日本の本国領事館で、①旅券更新、②氏の変更の手続・期間について確認を。②氏の変更手続の期間が短くて済むなら、氏の変更を先行するのがよいでしょう。
- Q 7) 「日本人の配偶者等」で在留4年。昨年3月に永住許可申請をしたが不許可。その後、昨年9月に離婚（子ども二人の親権者は配偶者）。在留資格はどうなるか。
- A 7) 本人の経歴・勤務先等の聴取により「定住者」か「人文知識・国際業務」への資格変更の可能性はあると思われ、許可申請に際し理由書などで説明する必要がある旨をアドバイス。
- Q 8) 「日本人の配偶者等」であるが、短期滞在中の娘（18歳）の在留資格変更について相談。日本人夫は最近失業し就職活動中であるが、このような状況で娘の中長期在留を申請して許可されるだろうか。（なお、もう一人の娘（16歳）は既に「定住者」として在留中。）
- A 8) 失業中であっても不許可とは限らないと思われる。夫については、貯金通帳、所得・納税証明、雇用保険受給証明等の書類と、現在の就業状況を説明する理由書など、娘についても日本に在留したい理由をアピールする書類を準備して申請をしてみるようアドバイス。
- Q 9) 「日本人の配偶者等」で5年間在留している。来春、期間更新と永住許可申請をすることを考えている。多忙なため、申請書類の準備・作成等について専門家にお尋ねしたい。
- A 9) 神奈川県行政書士会「3 か国語による外国人無料電話相談」のパンフレットを渡し、利用してみることを案内した。
- Q 10) 現在「人文知識・国際業務」（3年）。家を購入するため「永住者」の資格が欲しいのだが未だ在留10年に満たないところ（相談時9年）、許可の可能性はどうか。
- A 10) 在留10年をクリアしていないと許可を得ることは難しいと思われる。
- Q 11) 知人は、オーバーステイで20年以上日本に在留。単身で子どもはいない。在留特別許可の可否について。
- A 11) この事例では、在留特別許可が下りるのは難しいと思われる。
- Q 12) 「人文知識・国際業務」を付与されている会社の同僚は、現在、産休で本国へ帰省中。日本へ戻ってきたら在留期間更新は可能か。
- A 12) 在留期間内であれば、期間更新許可申請は可能。
- Q 13) 現在、娘は中国と日本の二重国籍状態で（父：中国籍、母：日本国籍）、「短期滞在」で在留中（中国での生活が中心）。妻は妊娠中で、日本での出産を希望。娘の「短期滞在」の期間更新を申し出たが、日本国籍があるので更新できないと言われた。
- A 13) 最近、中国政府がパスポートを2つ所持する事に対し厳しいため、夫婦で娘の国籍についてよく話し合い、中国国籍を選択した場合は、日本の国籍離脱手続をとり、中国のパスポートを使うようにするとよい。
- Q 14) 米国海軍のコントラクター（元米国海軍人）が、米国から帰任したが、パスポート上の滞在期限が本年2月で切れている。どうしたらよいか。
- A 14) 米国海軍のレターとIDがあれば、在日米軍担当部署にてパスポートの滞在期限の延長申請が可能。
- Q 15) 外国人前夫との間の子どもを呼び寄せたい。①在留資格認定証明書交付申請をするも不許可。②日本人の夫は養子縁組を希望している。どうしたらよいか。

A15) まず②本国で養子縁組手続、その後①在留資格認定証明書交付申請をするとよい。

Q16) 夫婦そろって帰化申請したい。どうしたら良いか。

A16) 5年以上の日本での住所条件等、帰化要件を説明。申請先は法務局となる。なお、申請前に法務局での事前相談が必須である。

Q17) 現在、夫と離婚調停中。親権は夫が持っているが、子どもは追い出されて自分のところにいる。自分の月収が少ないため、今後どうしていったらよいだろうか。

A17) 法律問題のため、法テラス及びあーすプラザ外国人法律相談を紹介した。

Q18) 「特定活動」(ワーキングホリデー)の在留期限が来年春に切れるため、在留資格の変更を検討している。どうしたらよいか。

A18) 日本でコックをしたいとのことなので、「技能」への資格変更の要件、必要書類等を案内した。

Q19) 「日本人の配偶者等」で在留中の女性。現在1年の雇用契約で非常勤講師をしている。日本人の夫は障害者になり、働けなくなった。永住許可申請は可能か。

A19) 永住許可申請に際し、夫の主治医に診断書を書いてもらってはどうかとアドバイス。

Q20) 子どもの「家族滞在」の在留期間更新を申請した際、長期間海外に滞在した理由につき、文書での説明を求められた。行政書士にお願いしたい。

A20) 神奈川県行政書士会「3か国語による外国人無料電話相談」のパンフレットを渡し、利用してみることを案内した。

Q21) 大学3年在学中。来年日本人の彼と結婚し、その後、在留資格変更を行う予定です。大学への報告は必要か、また手続は自分で行えますか、お聞きしたい。

A21) 資格変更の際、提出書類に大学側からの書類が必要なので、身分変更を報告しておいた方がよい。入管への手続については、入管の相談窓口や専門行政書士事務所で相談し、そこでどうするか判断してください。

Q22) 帰化を希望する女性(「永住者」)。12歳の頃、日本人実父に呼ばれて来日し、実父母と生活し10年が過ぎた。定職を持っていて、収入はある。しかし、最近父母は別居し離婚するといっている。

A22) 来日して10年以上、生計の概要(一定の収入あり)も整っているため、父母から独立するかたちで申請可能と思われる。必要な書類を準備して管轄の法務局に相談してはどうか。

Q23) 「短期滞在」で父母が来日中。相談者は「日本人の配偶者等」。父母の長期的日本滞在の方法はありますか。

A23) 「特定活動」や「投資・経営」の在留資格の概略を説明した。具体的に相談をしたい、とのことなので、本会の「3か国による外国人無料電話相談」を紹介した。

Q24) 「人文知識・国際業務」の在留期間更新について、「理由書」の書き方を教えて欲しい。

A24) 期間更新の「理由書」に求められる内容について概略を説明し、本会の「3か国による外国人無料電話相談」を紹介した。

Q25) 永住許可申請して1か月の女性。今年の12月に住宅を購入したいので、いつ許可がおりるか知りたい。

A25) 審査期間は在留資格やその内容で異なり、一概には言い得ない。入管の相談カウンター(5番)で進捗状況を確認し、特殊事情(住宅購入の件)も説明してみてください。

(4) 解散 午後4時00分 相談終了後、パーテーション搬出、借受物品返戻と庁舎原状回復
午後5時00分 総務課 北園達郎課長・及川万紀子課長補佐・林晴美係長 等へ
予定された全てが完了した旨を報告し、ご挨拶のうえ解散

【別紙】東京入国管理局横浜支局における相談会 企画書

東京入国管理局横浜支局における相談会 企画書

神奈川県行政書士会
国際部長 渋谷利郎
担当 下川原孝司

東京入国管理局横浜支局では、インフォメーションセンター等において来庁者への相談対応を行なっているところ、特にインフォメーションセンターは、多言語に対応しているメリットはあるものの、申請書の書き方・必要書類のアドバイスがメインであり、相談者の抱える具体的な事例への対応に関しては、有益な指針を得られないという状況にある。

また、今年度は新しい在留管理制度が施行され、在留カードへの切り替えや各種の届出、さらに住民票の制度について、正確な情報の浸透が求められているところである。在留外国人の間には、新制度についていまだ理解が不十分な者も数多くおり、新制度についての情報提供の機会が数多く求められるところである。このような点において、普段から在留外国人の在留手続に関する相談に応じている行政書士による相談会は、在留外国人のニーズに応えるものであるといえる。

昨年10月25日（火）、入管施設内における相談会の試みとしては初めて、法務省東京入国管理局内1階において「行政書士による無料相談会」が行われた（主催：日本行政書士会連合会、日本行政書士会連合会関東地方協議会を構成する各行政書士会、後援：法務省東京入国管理局）。また、神奈川県行政書士会では毎週1回、「3か国語による外国人無料電話相談」（日本語・英語・中国語対応）を実施しているほか、昨年11月27日（日）には、「あーすフェスタかながわ2011」という催しにおいて「行政書士による外国人無料相談会」を5か国語対応にて開催し、好評を得たところである。

以上の趣旨及び実績を踏まえ、行政書士による相談会を以下のように企画する。

記

1. 相談会名称・主催・後援

○名称：「行政書士による無料相談会」

○主催：日本行政書士会連合会、日本行政書士会連合会関東地方協議会を構成する行政書士会（東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、長野県、山梨県、新潟県）

○後援：法務省東京入国管理局横浜支局（予定）

2. 開催目的

東京入国管理局横浜支局を利用する外国人の利便に資することにより、同支局利用者の満足度を高め、入管制度への理解を促進する。

3. 対 象

東京入国管理局横浜支局に来庁する在留外国人及びその関係者

4. 開催日時・場所・方法

○日時：平成24年10月中開庁日のいずれか一日における10時～16時。

具体的な日程は協議の上決定する。

○場所：法務省東京入国管理局横浜支局内

○方法：申請取次行政書士を相談員として外国人からの相談に対応する。

対応言語は日本語・英語・中国語・韓国朝鮮語・タガログ語。

(スペイン語・ポルトガル語については交渉中)

通訳は介さず、各言語に通曉した行政書士が対応する。

5. 告知方法

同相談会のチラシ(各国語版)を作成し、横浜支局ほか各所で配布する。

神奈川県行政書士会ウェブサイトなどにおいても広報を図る。

6. 費 用

開催に係る費用に関しては、すべて神奈川県行政書士会において負担する。

ただし、机・椅子等使用備品の一部に関しては、横浜支局からの貸出を受けるものとする。

7. 「無料相談概要報告書」を作成報告する。

以 上

【別紙】 設営状況「写真」

1 階掲示場（A 3 版：5 か国語＋5 か国語別のチラシ掲示）



中 2 階掲示場（A 3 版：日本語＋5 か国語チラシ掲示）



2階掲示場／「受付」の後方（A3版：5か国語＋5か国語別のチラシ掲示）



2階通路・階段正面：「受付」設営





→ 正面右手廊下奥（至 総務課）

2階通路・ホールに
「相談ブース」を設営

↓ 写真手前が2階フロアへの階段

2階通路：「受付」（主催「日本行政書士会連合会」「日行連関東地方協議会」神奈川県行政書士会の無料相談会の旨、後援「法務省 東京入国管理局 横浜支局」の旨掲示）「相談者待機椅子」設置



2階通路（申請等来庁者室入口より総務課方向）：「相談会場案内」幟 設置



2階ホール（幟の奥のスペース）に「相談ブース」A～Dを設営

↓ 正面奥＝総務課



2階ホール：「相談ブース」（言語毎にパーテーションを設置し個室化）



【通路側手前＝B中国語／通路側奥＝A日本語／Aの隣＝D韓国・朝鮮語】（2階通路→）



（← 2階ホール壁側） 【手前＝C英語／奥＝Eタガログ語】

神行発第24096号

平成24年11月5日

法務省東京入国管理局 横浜支局
支局長 茂木 辰雄 殿

神奈川県行政書士会
会長 田後 隆二
国際部長 渋谷 利郎



「平成24年度行政書士制度広報月間」における
法務省東京入国管理局横浜支局後援による
外国人を対象とした行政書士無料相談会の開催について（お礼）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、「平成24年度行政書士制度広報月間」における外国人を対象とした行政書士無料相談会の開催において、法務省東京入国管理局横浜支局の後援をいただき、誠にありがとうございました。

通訳を介さず外国語に精通した行政書士が直接相談に応じることで相談者の方々にも大変好評をいただき、また、行政書士の広報活動としても成果をあげることができました。

当日は支局長をはじめ職員の方々にも大変お世話になり、無事に相談会を終えることができましたことを改めて感謝申し上げます。

今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本相談会の概要につきましては、後日報告いたします。

まずは、略儀ながら書中をもちましてお礼申し上げます。

敬白

編集後記

本相談会は、法務省東京入国管理局横浜支局後援を冠し、貴「横浜支局」庁舎内での初の相談会であったが、相談者からは、「この相談会は、本日だけですか。」との声も多数いただきました。行政書士の広報活動として有意義であったほか、本相談会を通じて本邦における出入国管理行政の円滑化にも寄与できたものと思います。引き続き貴支局後援相談会を多数開催できることを期待するとともに、今回の貴支局後援相談会が実現できましたことに感謝し、御礼申し上げます。ありがとうございました。

三浦 健治

法務省 東京入国管理局 横浜支局 後援

日本行政書士会連合会・日行連関東地方協議会（担当神奈川県行政書士会）主催
『外国人を対象とした行政書士無料相談会』実施報告書

発行人 田 後 隆 二

担当副会長 安 友 千 治

国際部 渋谷 利 郎

海老澤 祥 司 箕 輪 ひろみ

三 浦 健 治 廣 瀬 聖

下川原 孝 司 立 野 信 行

編 集 渋谷 利 郎 三 浦 健 治 箕 輪 ひろみ

神奈川県行政書士会（Kanagawa Administrative Lawyers Association）

横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 7F

〒231-0023 電話 045-641-0739 FAX 045-664-5027

<http://www.kana-gyosei.or.jp/>